

## 行政検査実施の連絡及び結果の報告方法等について

## 1 検査実施の連絡

- (1) 疑い患者等（疑似症患者等）が受診し、又は入院している医療機関（以下「受診医療機関」という。）若しくは入院医療機関が、法第 15 条に基づく調査に関する契約に基づき行政検査を実施する場合は、原則として検体採取日の 17 時まで、次の①・②のいずれかの方法により県に検査実施の連絡を行うものとする。
- ① 原則として「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）に患者の情報を入力することにより連絡するものとする。
- ② やむを得ない事情により①の HER-SYS への入力ができない医療機関については、「新型コロナウイルス感染症に係る保険適用による行政検査実施連絡書」（様式）（以下「検査実施連絡書」という。）により管轄保健所（※）宛て連絡するものとし、当該連絡を受けた保健所は、検査実施連絡書で連絡のあった内容を HER-SYS に入力するものとする。
- （※）受診医療機関所在地又は入院医療機関所在地を管轄する保健所
- (2) (1)②により検査実施の連絡を行う医療機関については、連絡方法（電子メール、FAX 等）について管轄保健所へ事前に確認するものとする。

## 2 検査結果の報告

- (1) 検査機関から検査結果通知書を受領した医療機関は、当該検査結果通知書を受領後速やかに、次の①・②のいずれかの方法により検査結果を県に報告するものとする。
- ① 原則として、HER-SYS に検査結果を入力することにより報告するものとする。
- ② やむを得ない事情により①の HER-SYS への入力ができない医療機関については、1 (1)②における検査実施連絡書に検査結果を追記の上、管轄保健所宛て報告するものとし、当該報告を受けた保健所は、検査実施連絡書で報告のあった内容を HER-SYS に入力するものとする。
- (2) (1)②により検査結果の報告を行う医療機関については、報告方法（電子メール、FAX 等）について管轄保健所へ事前に確認するものとする。
- (3) 検査結果の判明から検査結果通知書の受領までの間に時間差がある場合（外部検査機関に検査を委託した場合等）で、当該検査結果通知書受領前に検査結果を把握したときは、当該把握した検査結果を管轄保健所宛て電話等により報告（一報）するとともに、検査結果通知書を受領し次第、速やかに(1)により報告するものとする。